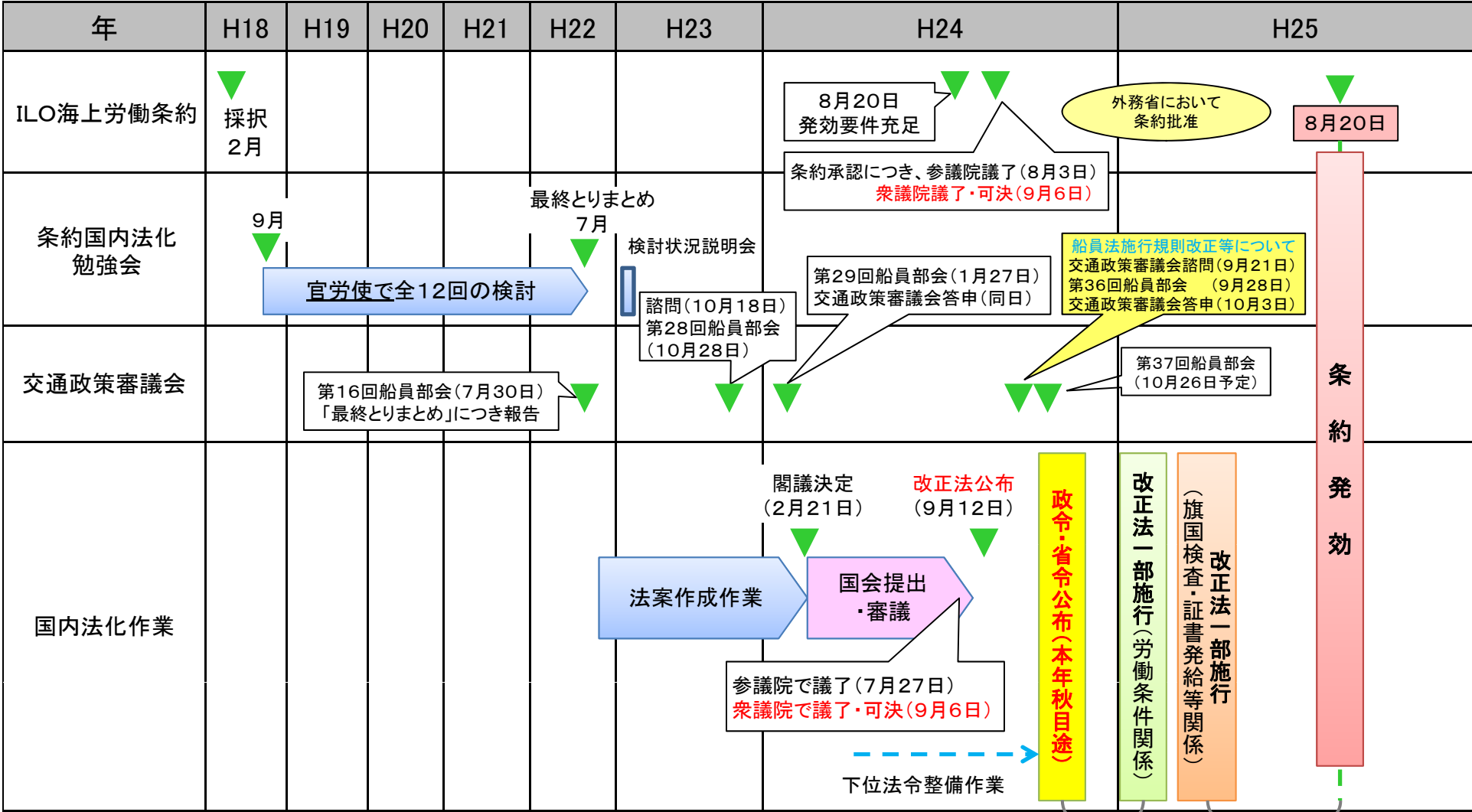


「船員法の一部を改正する法律」政令事項概要

内 容	新規制定又は 改正予定の政令	改正船員法の 関係条項
(施行期日関係) 改正法の施行期日を定める	施行期日政令（新規）	①労働条件部分 附則第1条本文 ②検査部分 附則第1条第3号
(旗国検査関係) 旗国検査の受検や証書の交付等に係る手数料 を定める 等	船員法関係手数料令	第121条の2 附則第6条第7項
(登録検査機関関係) 登録検査機関の登録の更新期間を定める 他	新規政令	第100条の13第1項

※上記のほか、所要の形式的改正を予定。

ILO海上労働条約国内法化の経緯と今後の予定



官労使で全12回の検討

法案作成作業

国会提出
・審議

政令・省令公布(本年秋目途)

改正法一部施行(労働条件関係)

改正法一部施行
(旗国検査・証書発給等関係)

条約発効

- ・ 改正後の労働条件に対応するための準備 (書面の作成、労使協定の締結・届出等)
 - ・ 船社における旗国検査の準備
 - ・ 登録検査機関の登録の準備
- 等

- 日本籍外航船に対し、
- ・ 旗国検査の実施
- ・ 海上労働証書の交付